

○岡崎市土地区画整理事業助成条例事務要領

(目的)

第1条 この事務要領は、岡崎市土地区画整理事業助成条例（昭和45年岡崎市条例第46号。以下「条例」という。）及び岡崎市土地区画整理事業助成条例施行規則（昭和45年岡崎市規則第41号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、条例及び施行規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。）による。

(定義)

第3条 この事務要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「土地区画整理組合事業費補助金」とは、条例第8条第1号及び第3号から第7号まで並びに条例附則第2項及び第3項第1号から第4号までに規定する費用を対象に交付する補助金をいう。
- (2) 「土地区画整理組合借入金利子補給金」とは、条例第9条第1項に基づき土地区画整理組合の借入金に係る利子支払額の補給を目的として交付する給付金をいう。
- (3) 「土地区画整理組合事務費補助金」とは、条例第8条第2号に規定する土地区画整理組合の事務の執行に要する費用を対象に交付する補助金をいう。
- (4) 「土地区画整理組合設立認可費補助金」とは、条例第6条に基づき土地区画整理組合の設立認可の申請に関する事務に要する費用を対象に交付する補助金をいう。

(補助金の額等)

第4条 条例第8条又は条例附則第2項若しくは第3項の費用の額及び対象業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園については、施行地区面積の3パーセントを超える部分の用地の取得に要する費用、緑地については施行地区面積から施行地区の既存宅地面積を除いた面積の2パーセントを超える部分の用地の取得に要する費用とする。
 - (2) 土地区画整理事業の事務の執行に要する費用は、土地区画整理組合の運営事務に必要な費用の2分の1以内とし、額の上限は500万円とする。対象とする費用の内訳は、別表1のとおりとする。
 - (3) 施行地区内の道路の舗装に要する費用は、舗装工事に必要な費用の2分の1以内とする。ただし、条例附則第2項の規定の適用を受ける土地区画整理組合に対しては、舗装工事に必要な費用の全額とする。
 - (4) 調査設計に要する費用は、調査設計に必要な費用の3分の1以内とし、別表2に掲げる業務を対象とする。ただし、文化財等調査に要する費用については、必要な費用の全額とする。
- 2 土地区画整理組合設立認可費補助金の額及び対象業務は、土地区画整理組合の設立認可の申請に要する費用とし、別表3に掲げる業務を対象とする。
- 3 条例附則第4項中の「土地区画整理事業に要する費用の3分の2に相当する額」とは、

事業計画で定める総事業費の3分の2とする。

(補助金の交付)

- 第5条 条例第5条に規定する助成措置の指定を受けた組合設立発起人及び条例第7条第2項に規定する助成措置の指定を受けた土地区画整理組合(以下「土地区画整理組合等」という。)が過去に補助対象とした業務を再び実施するときは、補助金の額は過去に交付した補助金の相当額を控除して交付するものとする。
- 2 補助金の額に生じた1,000円未満の端数は切り捨てて交付するものとする。
 - 3 土地区画整理組合事務費補助金は土地区画整理組合等からの請求があった場合は概算払いとすることができる。概算払いとする場合は9月に交付決定額の2分の1を、3月に残額を交付するものとする。
 - 4 前項に基づく概算払いにより補助金の交付を受けた者は、補助金額の確定後速やかに精算しなければならない。

(土地の取得に要する費用)

- 第6条 条例第8条第1号又は条例附則第2項に規定する土地の取得に要する費用の1平方メートル当たりの単価は、当該補助年度の4月1日を基準日として次に掲げるいずれかの算出方法により決定する。
- (1) 区画整理事業区域内(以下「区域内」という。)に地価公示地又は地価調査地(以下「地価公示地等」という。)がある場合、当該地価公示地等を基準地として、別表4により区域内の土地利用に応じた修正をした後、当該区域内の平均単価を算出し、基準日までの時点修正をした額とする。
 - (2) 区域内に地価公示地等がない場合、区域内に標準地を設定し、近隣の地価公示地等から土地価格比準表により比準したものを基準地の価格として、別表4により区域内の土地利用に応じた修正をした後、当該区域内の平均単価を算出し、基準日までの時点修正をした額とする。
- 2 前項の場合において、時点修正は、地価公示地等の岡崎市における用途地域別の平均の対前年変動率を基に適正に定めるものとする。

(交付要望)

- 第7条 土地区画整理組合等は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月15日までに、土地区画整理事業補助金等交付要望書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、助成措置の指定を受けた当該年度中に、補助金の交付を受けようとする場合及び予算の追加等により、補助金の交付の申請が追加で受け付けられる場合は、この限りでない。
- (1) 補助要望内訳書(様式第2号)
 - (2) 補助要望調書(様式第3号)
 - (3) 事業施行箇所図
 - (4) 市費補助事業等の積算資料(設計書・仕様書、見積書もしくは予算書等)
- 2 条例第7条第2項の規定による助成措置の指定を受けた土地区画整理組合は、前項の土地区画整理事業補助金等交付要望書の提出に加えて、市費補助金等必要額報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の区分)

第8条 補助金の交付申請、交付決定等の手続きは、次の各号に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 土地区画整理組合事業費補助金
- (2) 土地区画整理組合借入金利子補給金
- (3) 土地区画整理組合事務費補助金
- (4) 土地区画整理組合設立認可費補助金

(全体設計)

第9条 土地区画整理組合等は、事業の施行上業務を一括して施行する必要がある、かつ実施期間が2年度以上にわたるものについて、条例に基づき補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、全体設計申請書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 位置図(1/25,000)
- (2) 平面図(設計図)
- (3) 事業計画概要書
- (4) 収支予算書
- (5) 申請内訳書(様式第5号)
- (6) 事業施工箇所図(全体、年度別)
- (7) 全体設計事業調書(様式第14号)
- (8) 工程表
- (9) 事業の積算資料(設計書・仕様書、見積書もしくは計算書等)

2 土地区画整理組合等は、前項の全体設計申請を行った事業の内容を変更しようとするときは、市長に対し、全体設計変更承認申請書(様式第15号)に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 申請内訳書(様式第5号)
- (2) 全体設計事業調書(様式第14号)
- (3) 変更前・変更後の内容を示す書類等

(交付申請)

第10条 土地区画整理組合等は、条例に基づき補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、第8条の各号に掲げる補助金の区分ごとに、市費補助金等交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。なお、当該申請書には次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添付するものとする。

- (1) 位置図(1/25,000)
- (2) 平面図(設計図、施工箇所図)
- (3) 事業計画概要書
- (4) 収支予算書
- (5) 申請内訳書(様式第5号)
- (6) 市費補助事業等の積算資料(設計書・仕様書、見積書もしくは計算書等)
- (7) 全体設計事業調書(様式第14号)(前条の全体設計申請書の提出があった事業

に限る。)

- 2 第9条の全体設計申請を行ったものについて、2年度目以降に補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の4月1日に前項の市費補助金等交付申請書の提出を行うものとする。
- 3 第1項の市費補助金等交付申請書について、施行規則第6条ただし書の各号に掲げる場合における提出期限は、その都度定めるものとする。

(事業の着手)

第11条 土地区画整理組合等は、市費補助金等の交付決定の通知があるまでは当該補助金に係る市費補助事業等に着手してはならない。ただし、土地区画整理組合借入金利子補給金を除くものとする。

(交付決定)

第12条 市長は、市費補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、その結果を土地区画整理組合等に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定を行うときは、次の各号の条件を付すものとする。
 - (1) 市費補助事業等にかかる経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること(軽微な変更を除く)。
 - (2) 市費補助事業等の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること(軽微な変更を除く)。

(執行状況報告)

第13条 土地区画整理組合等は、市長に対し、市費補助事業等の執行状況を市費補助事業等執行状況報告書(様式第6号)及び執行状況報告内訳書(様式第7号)により12月20日までに報告しなければならない。

(完了)

第14条 市費補助事業等の完了とは、当該事業等の検査が終了したことをいう。

- 2 前項の検査とは土地区画整理組合等による検査をいうものとし、第3条第3号の「土地区画整理組合事務費補助金」に係る検査については、毎年度末3月31日に行うものとする。

(実績報告)

第15条 土地区画整理組合等は、市費補助事業等が完了した日の翌日から10日以内に、市長に対し、市費補助事業等実績報告書(様式第8号)を次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、市費補助事業等実績報告書の提出が翌年度の4月1日以降となる場合は、3月31日までに市費補助事業等完了報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

- (1) 土地区画整理組合事業費補助金、土地区画整理組合事務費補助金及び土地区画整理組合設立認可費補助金

- ア 実績報告内訳書（様式第 9 号）
- イ 交付決定通知書の写し
- ウ 完了検査の調書の写し
- エ 実績報告内訳書記載の各業務の内容を確認できる書類で、次に掲げる書類
 - （ア） 設計書・仕様書（事務費について設計書等によりがたい場合は事務費の内訳が確認できる書類）
 - （イ） 委託契約書の写し
 - （ウ） 完了届の写し
 - （エ） 成果品の写真
 - （オ） 整理台帳の写し
 - （カ） 請求書の写し
 - （キ） 支払記録の写し
- オ 全体設計事業調書（様式第 14 号）（第 9 条の全体設計申請書の提出があった事業に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 土地区画整理組合借入金利子補給金

- ア 交付決定通知書の写し
- イ 利子支払額の明細書（借入先金融機関等の証明のなされたもの）
- ウ 借入の契約に係る契約書等の写し

2 土地区画整理組合等は、市費補助事業等が交付の決定に係る市の会計年度内に完了しない場合は、4月10日までに、市費補助事業等年度終了実績報告書（様式第10号）に前項の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、市費補助事業等年度終了実績報告書の提出が翌年度の4月1日以降となる場合は、3月31日までに市費補助事業等完了報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第16条 市長は、前条第1項の市費補助事業等実績報告書又は同条第2項の市費補助事業等年度終了実績報告書の提出があったときは、市費補助事業等の額の確定の手続を行うものとする。

2 前項の場合において、市費補助事業等の成果の確認のため、土地区画整理組合等が実施した市費補助事業等の内容を証する書類の確認及び必要に応じて行う現地確認等を行い、その適正な執行の検証を行うものとする。

3 市長は、前条第1項の市費補助事業等実績報告書の提出前であっても、市費補助事業等の適正な執行の確認のため必要と認めるときは、前項の検証を行うものとする。

4 市費補助金等は、第5条第3項に基づく概算払いとする場合を除き、額の確定後、土地区画整理組合等からの請求により交付するものとする。

（補助事業の変更）

第17条 土地区画整理組合等は、市費補助事業等の内容を変更（軽微な変更を除く。）

しようとするときは、市長に対し、市費補助事業等変更承認申請書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて提出し、市長の承認を得な

ければならない。

- (1) 申請内訳書（様式第5号）（変更前・変更後各1通）
 - (2) 変更前・変更後の内容を示す書類等
- 2 前項の軽微な変更は、市費補助事業等で実施する各業務の変更で、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 交付決定の基礎となった業務設計書・仕様書、見積書等に記載の実施数量もしくは施工数量の変更による業務設計額の3割以内の増額で、補助金額の増減を生じないもの
 - (2) 交付決定の基礎となった業務設計書・仕様書、見積書等に記載の実施数量もしくは施工数量の変更による業務設計額の3割以内の減額で、補助金額の減額が生じない又は1割以内の減額となるもの
 - (3) 成果品の形状、数量及び品質に影響が生じるおそれの無い変更で、業務設計額及び補助金額の変更が生じないもの

（補助金及び利子補給金の交付総額の上限）

- 第18条 土地区画整理組合事業費補助金、土地区画整理組合借入金利子補給金及び土地区画整理組合事務費補助金の交付総額（以下、「市費補助金等の交付総額」という。）は、土地区画整理事業の事業費の全額から、県から交付を受ける補助金、保留地処分金、寄付金その他の収入（市費補助金等の交付総額を除く。）を控除した額を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項に定める市費補助金等必要額報告書による市費補助金等必要額が前項の規定による市費補助金等の交付総額の上限を下回る場合は、当該市費補助金等必要額を市費補助金等の交付総額の上限とする。
- 3 施行規則第10条中の「剰余」とは、市費補助金等の交付総額が第1項又は前項の規定による上限を超えた場合、その超えた額とする。

（補助金又は利子補給金の返還）

- 第19条 市長は、土地区画整理組合に対し、施行規則第10条の規定により補助金又は利子補給金を返還させる場合、返還の対象となる補助金又は利子補給金を指定し、返還期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（助成措置申請書の様式）

- 第20条 施行規則第4条第1項に定める土地区画整理事業助成措置申請書（組合設立発起人用）は様式第18号とする。
- 2 施行規則第5条に定める土地区画整理事業助成措置申請書（土地区画整理組合用）は様式第19号とする。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領の施行に伴い、岡崎市土地区画整理事業助成条例施行規則の改正に伴う様式の制定について（平成21年3月23日付け20組第308号）は廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月11日から施行する。

別表 1

土地区画整理組合の運営事務

款名	内 訳
会議費	総会費、総代会費、理事会費、諸会議費、選挙費
事務所費	報酬、給料、諸手当、雑給、旅費、事務委託費、事務所建設費、備品費、需用費、事務所管理費、雑費

内訳の適用は（公財）愛知県都市整備協会発行「土地区画整理事業の手引き」第 2 章 3 会計に関する事項による。

別表 2

調査設計費の対象業務

業務名	対象業務
測量業務	骨格測量、調査測量、確定測量、工事測量、出来形確認測量、法 19 条 5 項申請書作成 ※土地区画整理事業測量作業規程により実施されるものに限る。
調査・計画業務	実施計画書作成、文化財等調査、地質調査、環境影響評価、道路環境調査、事業計画変更認可に伴う諸手続、公共用地編入承認変更申請書作成、実施計画変更
補償業務	物件調査
換地業務	換地設計準備、土地評価、換地設計、仮換地指定、換地図書準備、仮清算、町名町界変更、換地計画、換地計画変更、換地処分、本清算、代位登記、区画整理登記、保留地登記
工事設計業務	土地区画整理補助事業の執行について（平成 15 年 5 月 27 日付け国都市第 67 号）別紙第 2 「組合等区画整理補助事業実施要領」第 7 に定める補助対象の範囲に含まれるもの

別表 3

土地区画整理組合の設立認可申請費の対象業務

業務名	対象業務
測量業務	骨格測量、調査測量 ※土地区画整理事業測量作業規程により実施されるものに限る。
調査・計画業務	まちづくり事業調査、計画協議、区画整理設計準備、区画整理設計、都市計画決定図書作成、公共施設管理者負担金協議書作成、公共施設管理者負担金覚書等作成、建物調査（概略）、事業計画及び決定款（案）作成、事業認可に伴う諸手続、認可申請書作成、実施計画書作成、費用便益算出

別表 4

土地利用による修正係数

基準地の地帯的土地利用	個別画地の土地利用	宅地	農地	山林	池沼・湿地	鉄道用地
宅地		1.00	0.6～1.00	0.50～0.90	0.10～0.60	0.35～0.50

様式第 1 号 土地区画整理事業補助金等交付要望書

様式第 2 号 要望内訳書

様式第 3 号 補助要望調書

様式第 4 号 市費補助金等交付申請書

様式第 5 号 申請内訳書

様式第 6 号 市費補助事業等執行状況報告書

様式第 7 号 執行状況報告内訳書

様式第 8 号 市費補助事業等実績報告書

様式第 9 号 実績報告内訳書

様式第 10 号 市費補助事業等年度終了実績報告書

様式第 11 号 市費補助事業等完了報告書

様式第 12 号 市費補助事業等変更承認申請書

様式第 13 号 全体設計申請書

様式第 14 号 全体設計事業調書

様式第 15 号 全体設計変更承認申請書

様式第 16 号 市費補助金等必要額報告書

様式第 17 号 市費補助金等必要額算出票

様式第 18 号 土地区画整理事業助成措置申請書（組合設立発起人用）

様式第 19 号 土地区画整理事業助成措置申請書（土地区画整理組合用）

(様式第1号)

令和 年 月 日
第 号

(宛先) 岡崎市長

土地区画整理事業補助金等交付要望書

岡崎 土地区画整理事業施行のため、岡崎市土地区画整理事業助成条例に基づく市費補助金等の交付を次のとおり要望します。

- 1 交付を要望する市費補助金等
- 2 交付を要望する市費補助金等の額及びその算出の基礎
- 3 市費補助事業等の内容及び補助を必要とする理由
- 4 添付書類

(様式第2号その1)

要望内訳書

事業者名		年度		(単位 円)	
補助金の区分		設計額 (予算額)	補助対象額	補助算出額	補助額
	用地費				
	舗装工事費				
	汚水管理設費				
	調整池築造費				
	移転補償費				
	調査設計費				
	水路築造費 (条例附則第3項適用地区)				
	道路築造費 (条例附則第3項適用地区)				
	事業費補助金				
	利子補給金				
	事務費補助金				
	合 計				

(補助額千円未満切捨)

(様式第3号)
補助要望調書
令和 年度

No.

事業者名(組合名)	
執行予定業務(工事)名	
助成条例の該当項目	
業務(工事)の目的及び内容	
業務(工事)の必要性、当該年度に実施する理由	
業務(工事)費積算資料	
関連する市(県)事業	
その他	

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助金等交付申請書

岡崎 土地区画整理事業について、次のとおり市費補助金等を交付してください。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助事業等の目的
- 3 市費補助事業等の内容
- 4 市費補助事業等の完了予定期日
- 5 交付を受けようとする市費補助金等の名称、額及びその算出の基礎
- 6 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 7 添付書類

(様式第5号その1)

申請内訳書 (新規 変更前 変更後)

事業者名		年度		(単位 円)	
補助金の区分		設計額 (予算額)	補助対象額	補助算出額	補助額
	用地費				
	舗装工事費				
	污水管理設費				
	調整池築造費				
	移転補償費				
	調査設計費				
	水路築造費 (条例附則第3項適用地区)				
	道路築造費 (条例附則第3項適用地区)				
事業費補助金					
利子補給金					
事務費補助金					
合 計					

(補助額千円未満切捨)

(様式第 6 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助事業等執行状況報告書

岡崎 土地区画整理事業における市費補助事業等の執行状況は、次のとおりです。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の名称
- 3 市費補助金事業等の執行額及び市費補助金等の額
- 4 市費補助事業等の完了日
- 5 市費補助事業等の執行状況
- 6 添付書類

(様式第7号その1)

執行状況報告内訳書 (現年分 繰越分)

事業者名		年度	(単位 円)		
補助金の区分		交付決定額	執行済額 (年度末見込)	補助算出額	補助額
	用地費				
	舗装工事費				
	污水管理設費				
	調整池築造費				
	移転補償費				
	調査設計費				
	水路築造費 (条例附則第3項適用地区)				
	道路築造費 (条例附則第3項適用地区)				
	事業費補助金				
	利子補給金				
	事務費補助金				
	合計				

(補助額千円未満切捨)

(様式第8号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助事業等実績報告書

令和 年 月 日付け岡崎市指令第 号で市費補助金等の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の名称
- 3 市費補助金等の交付決定額及びその精算額
- 4 市費補助事業等の実施期間
- 5 市費補助事業等の成果
- 6 添付書類

(様式第9号その1)

実績報告内訳書 (現年分 繰越分)

事業者名		年度				(単位 円)
補助金の区分		交付決定額	執行額	補助対象額	補助算出額	補助額
	用地費					
	舗装工事費					
	污水管築造費					
	調整池築造費					
	移転補償費					
	調査設計費					
	水路築造費 (条例附則第3項適用地区)					
	道路築造費 (条例附則第3項適用地区)					
	事業費補助金					
	利子補給金					
	事務費補助金					
	合 計					

(補助額千円未満切)

(様式第 10 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助事業等年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け岡崎市指令第 号で市費補助金等の交付決定がありました事業の年度末時点の実績は、次のとおりです。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の名称
- 3 市費補助金等の交付決定額、その精算額及び未精算の市費補助金等の額
- 4 市費補助事業等の実施期間
- 5 市費補助事業等の成果
- 6 添付書類

(様式第 11 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助事業等完了報告書

令和 年 月 日付け 岡崎市指令第 号で交付決定がありました下記の事業は、
確かに令和 年 月 日に

完了 一部完了

 したことを報告します。

なお実績報告書については、後日必要な書類を付けて4月10日までに提出します。

記

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の名称
- 3 市費補助金等の交付決定額
- 4 市費補助事業等の実施期間

(様式第 12 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助事業等変更承認申請書

令和 年 月 日付け岡崎市指令第 号で交付決定のありました市費補助金等に係る市費補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

(様式第 13 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

全体設計申請書

岡崎市土地区画整理事業助成条例に基づく市費補助金等の交付の対象となる事業について、事業の施行上工事等を一括して施行する必要があるため、次のとおり申請します。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助事業等の予定期間
- 3 市費補助事業等の内容
- 4 一括施行を必要とする理由
- 5 添付書類

(様式第 14 号)

全体設計事業調書

(単位:千円)

事業名						事業者名		
全体設計表(計画)								
年度	全体計画							
設計額								
補助対象額								
補助算出額								
補助額								

事業施行状況(実績)							
年度	累積額						
執行額(出来高)							
補助対象額							
補助算出額							
補助金交付額							

(様式第 15 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

全体設計変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で承諾されました全体設計申請に係る市費補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

(様式第 16 号)

第 号
令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

市費補助金等必要額報告書

岡崎 土地区画整理組合における市費補助金等必要額は、次のとおりです。

1 市費補助金等の必要額

円

2 添付書類

(1) 市費補助金等必要額算出票 (様式第 17 号)

(様式第 17 号)

市費補助金等必要額算出票

A 支出見込合計 — B 収入見込合計 = 市費補助金等必要額
(円) — (円) = (円)

(参考) 前年度までの市費補助金等の収入総額 (円)

A 支出見込の内訳 単位 (千円)

事項	事業費 (事業計画)	a 事業費 (既執行分)	b 事業費 (残見込)	計 a+b	
公共施設整備費	築造				
		小計			
	移転				
		小計			
	移設				
		小計			
	2				
	2				
項 小計					
整地費					
工事雑費					
調査設計費					
損失補償費					
借入金利子					
事務費					
合計				A	

B 収入見込の内訳 単位 (千円)

区分	金額 (事業計画)	a 金額 (収入済)	b 金額 (残見込)	計 a+b
保留地処分金				
公共施設管理者負担金				
寄付金その他				
合計				B

※支出見込及び収入見込の内訳は、組合の事業計画に合わせて欄の追加、削除を行うこと。

保留地処分金の詳細

売却済面積 (㎡)	売却済平均単価 (円)	売却済保留地処分金総額 (円)

残保留地面積 (㎡)	残保留地平均売却単価 (見込) (円)	残保留地処分金総額 (見込) (円)

(様式第 18 号)

(組合設立発起人用)

土地区画整理事業助成措置申請書

年 月 日

(あて先) 岡崎市長

土地区画整理組合設立発起人

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

(発起人 7 名以上で連署してください。)

岡崎市土地区画整理事業助成条例第 4 条の規定による助成措置の指定を受けたいので、基本計画書を添えて申請します。

土地区画整理事業助成措置申請書

年 月 日

(あて先) 岡崎市長

所在地
組合名
代表者

(代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

岡崎市土地区画整理事業助成条例第 7 条の規定による助成措置の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 事業計画書